

議案第77号

墨田区文化観光基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月3日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区文化観光基金条例の一部を改正する条例

墨田区文化観光基金条例（平成23年墨田区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「振興資金」を「振興及びすみだトリフォニーホールの修繕に必要な資金」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

基金として積み立てる額は、次に掲げる額を合計した額とする。

- (1) 前条の規定による基金の目的のための寄付金の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、毎年度予算の定める額

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

基金の設置の目的をより明確化するとともに、基金として積み立てるものに寄付金を加える必要がある。